

(介護予防)訪問リハビリテーション重要事項説明書

あなたに対する(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 法人の概要

法人の名称	医療法人社団 哺育会
代表者職氏名	理事長 浪川 浩明
法人の住所	東京都台東区今戸二丁目26番地15号
電話番号	03-3876-1711
FAX番号	03-3871-3626

2 事業者概要

事業者名	介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名 (介護予防) 訪問リハビリテーション
事業所の所在地	神奈川県 横須賀市 芦名1-16-12
介護保険指定番号	1451980036
管理者氏名	施設長 佐貫恵吉(医師)
電話番号	046-855-5211
FAX番号	046-857-1805

3 事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

- ・介護保険法令に従って、利用者またはその家族が、可能な限り快適な日常生活を営むことができるよう、利用者に応じた(介護予防)訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2) 運営方針

- ・事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成し計画に沿って、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅においてリハビリテーションその他必要な、付随業務を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3) ご利用事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤	計
理学療法士	1名	1名	1名
又は作業療法士	以上	以上	以上
事務員		0名	0名

4) 営業時間

平日	午前9時～午後5時30分
土曜・祝日	午前9時～午後5時30分
日曜 12月31日～1月3日	休業

5) 利用料

- 各種保険法令にさだめる額

6) 相談・苦情申立窓口

医療法人社団 哺育会

介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名

(介護予防) 訪問リハビリテーション

管理者 佐貫恵吉

TEL 046-855-5211

7) 秘密の保持

- 当施設の職員及びかつて職員であった者は、業務上で知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する秘密を、正当な理由なく利用中及び利用終了後第三者に漏らしません。但し、予め利用者及び扶養者から文章により同意を得た場合には、介護保険事業サービスの利用のため市町村・居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のため医療機関等への療養情報提供を行うことが出来るものとします。

8) 緊急時の対応方法

- 利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡いたします。

9) 業務継続計画の策定

- 感染対策や自然災害の発生時において、利用者に応じたりハビリテーションを継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 感染が発生した際の予防、またはまん延防止のための対策を検討する事業所の委員会の開催、従業員への周知を行い、指針の整備、研修会及び訓練を定期的に実施します。

11) 虐待の防止

- ・虐待の発生または、その再発を防止するための対策を検討する事業所の委員会の開催、従業員への周知を行い、指針の整備、研修を定期的に実施します。
- ・虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

12) 身体拘束の禁止について

- ・サービス提供時に原則、利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者又は第三者の生命又は身体を保護するため、やむを得ないと判断した場合は、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束を行った態様及び日時、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ・身体拘束の適正化を図るための対策を検討する事業所の委員会の開催、従業員への周知を行い、指針の整備、研修を定期的に実施します。
- ・身体拘束の適正化を講じるための担当者を配置します。

(介護予防) 訪問リハビリテーション 利用料金表

1.介護保険給付の対象となるサービス費の1回分の自己負担額

◆ サービス利用基本料金(訪問リハビリテーション)

1割負担	2割負担	3割負担
329円	657円	985円

◆ サービス利用基本料金 (介護予防訪問リハビリテーション)

1割負担	2割負担	3割負担
318円	636円	953円

◆ 加算料金

項目	負担割合	金額	算定要件
リハビリテーションマネジメント加算 イ	1割	192円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・3月ごとのリハビリテーション会議の開催、計画の更新をし、目標や内容を職員の他、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスの担当者、その他関係者と共有すること。 ・介護支援専門員を通して従業者への情報提供を行うこと。また、介護支援専門員への自立に向けた支援方法、日常生活の留意点を情報提供すること。
	2割	384円/月	
	3割	576円/月	
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	1割	227円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・3月以上の継続利用が必要と判断した場合は医師がリハビリテーション計画備考欄に継続理由・その他予防サービスへの移行の見通しを記載すること。 ・利用者又はその家族に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が説明し、同意を得ること。 ・上記を記録すること。 (ロ)厚生労働省への情報提出並びに情報の活用をすること。
	2割	454円/月	
	3割	681円/月	
医師が利用者又はその家族に説明した場合	1割	288円/月	前項の内容を事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得た場合
	2割	576円/月	
	3割	864円/月	
退院時共同指導加算	1割	640円/月	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に当該者に初回のリハビリテーションを行った場合
	2割	1280円/月	
	3割	1919円/月	

項目	負担割合	金額	算定要件
短期集中リハビリテーション 実施加算	1割	214円/回	退院（所）日または要支援認定を受けた日から起算して3ヶ月以内に行った場合。
	2割	427円/回	
	3割	640円/回	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	1割	256円/回	認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して退院（所）又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間に集中的に行う。
	2割	512円/回	
	3割	768円/回	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1割	7円/回	直接サービス提供する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち勤続7年以上の者が配置されている場合。
	2割	13円/回	
	3割	19円/回	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割	4円/回	直接サービス提供する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち勤続3年以上の者が配置されている場合。
	2割	7円/回	
	3割	10円/回	
移行支援加算	1割	19円/回	終了者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション等その他社会参加に資する取組を実施し者の占める割合が、100分の5を超えていること 提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に終了者に対してその居宅を訪問する事又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受ける事 ・リハビリテーションの利用の回転率12月/平均利用月数≥25%であること。
	2割	37円/回	
	3割	55円/回	
介護予防訪問 リハビリテーション 継続利用減算	1割	-32円/回	サービス利用開始日から12か月を超えて利用し、3ヶ月に1回以上リハビリテーション会議を開催。専門的な見地から利用者様の状況等を共有し会議の内容を記録、リハビリテーション計画を見直す事をしていない場合に減算。
	2割	-64円/回	
	3割	-96円/回	
口腔連携強化加算	1割	54円/回	事業所の従業者が、口腔状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び支援相談員に対し当該評価の結果を情報共有した場合。
	2割	107円/回	
	3割	160円/回	

2.その他費用

交通費	公共交通機関利用	実費相当額
	通常の事業実施地域 内	0円 (横須賀・葉山)
	通常の事業実施地域 外	110円 (片道1kmあたり)
文書料	利用者が希望した文書を発行	実費相当額

※税込表記